



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
11 月 30 日
号 外 (4)
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

※滋賀県農薬取締法施行細則の一部を改正する規則 (農業経営課) 1

○ 告 示

※滋賀県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱の一部改正 (農業経営課) 1

規 則

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第57号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則 (昭和55年滋賀県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第8条」を「第17条第1項」に改め、同条第2号中「第13条第1項および第3項」を「第29条第1項および第3項」に改める。

付 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

滋賀県農薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第58号

滋賀県農薬取締法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県農薬取締法施行細則 (平成12年滋賀県規則第23号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条第1項または第2項」を「第17条第1項」に改める。

付 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第497号

滋賀県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱 (平成4年滋賀県告示第12号) の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第2条第1項中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に改める。

第7条中「第7条」を「第16条」に改める。

付 則

この告示は、平成30年12月1日から施行する。

